

定 款

兵庫県自動車事業協同組合

# 兵庫県自動車事業協同組合定款

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

### (名 称)

第2条 本組合は、兵庫県自動車事業協同組合と称する。

### (地 区)

第3条 本組合の地区は、北海道、岩手県、宮城県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、岡山県、広島県、島根県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。

### (事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を神戸市に置く。

### (公告方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

### (規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

## 第2章 事 業

### (事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の事業に必要な自動車に関連する資材の共同購買
- (2) 組合員のためにする高速自動車国道、一般有料道路等の通行料金の共同精算事業
- (3) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (4) 組合員の福利厚生に関する事業
- (5) 前各号の事業に付帯する事業

## 第3章 組 合 員

### (組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 野菜作農業(きのご類の栽培を含む)、酪農業、養豚業、養鶏業、一般土木建築工事業、土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業、舗装工事業を除く)、造園工事業、舗装工事業、建築工事業(木造建築工事業を除く)、木造建築工事業、大工工事業(型枠大工工事業を除く)、とび工事業、土工・コンクリート工事業、特殊コンクリート工事業、タイル工事業、塗装工事業(道路標示・区画線工事業

を除く)、内装工事業、ガラス工事業、屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)、一般電気工事業、電気配線工事業、信号装置工事業、一般管工事業、冷暖房設備工事業、給排水・衛生設備工事業、機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)、肉加工品製造業、海藻加工業、その他の水産食料品製造業(水産珍味加工品製造業)、野菜漬物製造業(缶詰, 瓶詰, つぼ詰を除く)、しょう油・食用アミノ酸製造業、ソース製造業、小麦粉製造業、その他の精穀・製粉業(きな粉製造業)、パン製造業、生菓子製造業、ビスケット類・干菓子製造業、その他のパン・菓子製造業(キャンデー・チョコレート製造業、氷菓製造業)、でんぷん製造業、めん類製造業、そう(惣)菜製造業、すし・弁当・調理パン製造業、他に分類されない食料品製造業(こんにやく製造業, ふ・焼ふ製造業)、清酒製造業、配合飼料製造業、綿・スフ織物業、その他の織物業、綿・スフ・麻織物機械染色業、レース製造業、刺しゅう業、タオル製造業、繊維製衛生材料製造業、一般製材業、木箱製造業、たる・おけ製造業、木製家具製造業(漆塗りを除く)、金属製家具製造業、マットレス・組スプリング製造業、機械すき和紙製造業、段ボール製造業、日用紙製品製造業、段ボール箱製造業、紙器製造業、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業、オフセット印刷業(紙に対するもの)、その他の無機化学工業製品製造業、塗料製造業、印刷インキ製造業、洗浄剤・磨用剤製造業、医薬品製剤製造業、生薬・漢方製剤製造業、プラスチック板・棒製造業、プラスチック床材製造業、軟質プラスチック発泡製品製造業(半硬質性を含む)、強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業、強化プラスチック製容器・浴槽等製造業、プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業、プラスチック製容器製造業、ゴムホース製造業、コンクリート製品製造業、食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業、耐火れんが製造業、研磨布紙製造業、碎石製造業、鋼管製造業、銑鉄鋳物製造業(鋳鉄管, 可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、アルミニウム第2次製錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む)、その他の非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)、アルミニウム・同合金圧延業(抽伸, 押し出しを含む)、電線・ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除く)、非鉄金属鋳物製造業(銅・同合金鋳物及びダイカストを除く)、ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、利器工匠具・手道具製造業(やすり, のこぎり, 食卓用刃物を除く)、作業工具製造業、温風・温水暖房装置製造業、建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)、その他の金物類製造業、金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)、電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)、金属熱処理業、その他の金属線製品製造業、金属製スプリング製造業、ボイラ製造業、ポンプ・同装置製造業、油圧・空圧機器製造業、動力伝導装置製造業(玉軸受, ころ軸受を除く)、物流運搬設備製造業、消火器具・消火装置製造業、玉軸受・ころ軸受製造業、農業用機械製造業(農業用器具を除く)、化学繊維機械・紡績機械製造業、染色整理仕上機械製造業、縫製機械製造業、食品機械・同装置製造業、印刷・製本・紙工機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属工作機械製造業、金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具, 金型を除く)、機械工具製造業(粉末や金業を除く)、半導体製造装置製造業、圧力計・流量計・液面計等製造業、医療用機械器具製造業、歯科用機械器具製造業、コネクタ・スイッチ・リレー製造業、電子回路基板製造業、電子回路実装基板製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業、電力開閉装置製造業、配線器具・配線附属品製造業、内燃機関電装品製造業、ちゅう房機器製造業、電気照明器具製造業、電気計測器製造業(計器用変成器製造業, 医療用計測器製造業, 心電計製造業を除く)、医療用計測器製造業、無線通信機械器具製造業、電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)、印刷装置製造業、自動車部分品・附属品製造業、その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業、運動用具製造業、畳製造業、看板・標識機製造業、パレット製造業、下水道処理施設維持管理業、その他の固定電気通信業、受託開発ソフトウェア業、新聞業、出版業、一般貸切旅客自動車運送業、一般貨物自動車運送業(特別積合せ貨物運送業を除く)、こん包業(組立こん包業を除く)、組立こん包業、織物卸売業(室内装飾

繊維品を除く)、その他の身の回り品卸売業、米麦卸売業、雑穀・豆類卸売業、食肉卸売業、生鮮魚介卸売業、砂糖・味そ・しょう油卸売業、酒類卸売業、乾物卸売業、菓子・パン類卸売業、牛乳・乳製品卸売業、その他の食料・飲料卸売業(ハム・ベーコン・ソーセージ卸売業、缶詰食品卸売業)、木材・竹材卸売業、その他の建築材料卸売業、プラスチック卸売業、石油卸売業、その他の鉄鋼製品卸売業、非鉄金属製品卸売業、鉄スクラップ卸売業、非鉄金属スクラップ卸売業、古紙卸売業、その他の再生資源卸売業(カレット(ガラスくず)卸売業)、建設機械・鉱山機械卸売業、金属加工機械卸売業、事務用機械器具卸売業、その他の産業機械器具卸売業、自動車卸売業(二輪自動車を含む)、自動車部品・附属品卸売業(中古品を除く)、自動車中古部品卸売業、家庭用電気機械器具卸売業、電気機械器具卸売業(家庭用電気機械器具を除く)、計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業、医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む)、家具・建具卸売業、室内装飾繊維品卸売業、医薬品卸売業、化粧品卸売業、紙卸売業、金物卸売業、肥料・飼料卸売業、スポーツ用品卸売業、寝具小売業、婦人服小売業、洋品雑貨・小間物小売業、各種食料品小売業、野菜小売業、食肉小売業(卵、鳥肉を除く)、牛乳小売業、料理品小売業、自動車(新車)小売業、中古自動車小売業、金物小売業、医薬品小売業(調剤薬局を除く)、肥料・飼料小売業、ガソリンスタンド、燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)、花・植木小売業、建築材料小売業、信用金庫・同連合会、割賦金融業、投資運用業、商品先物取引業、生命保険業(郵便保険業、生命保険再保険業を除く)、損害保険代理業、建物売買業、貸事務所業、その他の各種物品賃貸業、建設機械器具賃貸業、自動車賃貸業、経営コンサルタント業、建築設計業、その他の土木建築サービス業、非破壊検査業、会社・団体の宿泊所、すし店、配達飲食サービス業、普通洗濯業、リネンサプライ業、他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業、ゴルフ場、各種学校、他に分類されない教育、学習支援業、一般病院、介護老人保健施設、ごみ収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、自動車一般整備業、その他の自動車整備業、一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く)、建設・鉱山機械整備業、労働者派遣業、ビルメンテナンス業、寺院、仏教教会のいずれかの事業を行う事業者であること

(2) 組合の地区内に事業場を有すること

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み及び加入手数料)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

2 前項本文の加入者からは、加入手数料を徴収することができる。

3 加入手数料の額は、理事会において定める。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面で行なければならない。

(除 名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会にお

いて、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払その他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

**(脱退者の持分の払戻し)**

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額)を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

**(使用料又は手数料)**

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

- 2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として理事会で定める。

**(経費の賦課)**

第16条 本組合は、その行う事業の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。)に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

- 2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

**(出資口数の減少)**

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

- 2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

- 3 出資口数の減少については、第14条(脱退者の持分の払戻し)の規定を準用する。

**(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)**

第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名又は名称(法人組合員にあつては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数)及び住所又は居所
- (2) 加入の年月日
- (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

- 2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- 3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

- 4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、1週間以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び名称(法人組合員にあつては、名称及びその代表者名)又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
- (3) 資本金の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円)を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人(小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人)を超えたとき

#### (過 怠 金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
- (2) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

#### (会計帳簿等の閲覧等)

第20条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料(電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。)の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

### 第4章 出資及び持分

#### (出資1口の金額)

第21条 出資1口の金額は、金10,000円とする。

#### (出資の払込み)

第22条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

#### (延 滞 金)

第23条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利10.75パーセントの割合で延滞金を徴収することができる。

#### (持 分)

第24条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

- 2 持分の算定に当たっては、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

### 第5章 役員、顧問、相談役及び職員

#### (役員の数)

第25条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理 事 6人以上8人以内
- (2) 監 事 2人

#### (役員任期)

第26条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 理 事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- (2) 監 事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

- 2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下

限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

#### (員外理事)

第27条 理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、2人を超えることができない。

#### (員外監事)

第28条 監事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、1人を超えることができない。

#### (理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選出)

第29条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事、1人を常務理事とし、理事会において選出する。

#### (代表理事の職務等)

第30条 理事長を代表理事とする。

- 2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

#### (監事の職務)

第31条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### (理事の忠実義務)

第32条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

#### (役員選挙)

第33条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選としかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

#### (理事及び監事の報酬)

第34条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

#### (顧問及び相談役)

第35条 本組合に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は、業界に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

#### (職員)

第36条 本組合に、職員を置くことができる。

### 第6章 総会、理事会及び委員会

#### (総会の招集)

第37条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後3月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

#### (総会招集の手続)

第38条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
- 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所(電子メールアドレスを含む。)」と読み替えるものとする。
- 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(以下同じ。)
- 7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

#### (臨時総会の招集請求)

第39条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

#### (書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第40条 組合員は、第38条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 代理人が代理することができる組合員の数は、4人以内とする。
- 3 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。

#### (総会の議事)

第41条 総会の議事は、中小企業等協同組合法(以下「法」という。)に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

#### (総会の議長)

第42条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

#### (緊急議案)

第43条 総会においては、出席した組合員(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り、第38条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

#### (総会の議決事項)

第44条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

#### (総会の議事録)

第45条 総会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

#### (理事会の招集権者)

第46条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が事故又は欠員のときは、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、常務理事が、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。
- 3 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

#### (理事会の招集手続)

第47条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (理事会の決議)

第48条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事

項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

**(理事会の議決事項)**

第49条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

**(理事会の議長及び議事録)**

第50条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録は、書面をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。

- 3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 出席組合員の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)
- (10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
- (11) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
- (12) その他(理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨)

- ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合
- ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
- ③ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合
- ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

- 4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

- ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

- (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを

要しないものとした場合には、次に掲げる事項

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ② 理事会への報告を要しないものとされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

#### (委員会)

第51条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

## 第7章 会 計

### (事業年度)

第52条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

### (利益準備金)

第53条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額(前期繰越損失金がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第55条及び第56条において同じ。)の10分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

### (資本剰余金)

第54条 本組合は、出資金減少差益(第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

### (特別積立金)

第55条 本組合は、当期純利益金額の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

### (教育情報費用繰越金)

第56条 本組合は、第7条第3号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、当期純利益金額の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

### (配当又は繰越し)

第57条 当期純利益金額に前期繰越剰余金又は前期繰越損失金を加減した当期未処分剰余金から、第53条の規定による利益準備金、第55条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

### (配当の方法)

第58条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第24条第2項の規定を準用する。

### (損失金の処理)

第59条 損失金のてん補は、特別積立金、利益準備金、その他資本剰余金の順序に従ってするものとする。

### (職員退職給与の引当)

第60条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

(附 則)〔平成4年5月19日定款一部改正〕

- 1 この定款第36条第2項の一部改正は、平成4年7月13日から施行する。

(附 則)〔平成12年5月23日定款一部改正〕

- 1 この定款第18条第1項第3号の一部改正は、平成12年6月12日から施行する。

(附 則)〔平成14年5月21日定款一部改正〕

- 1 この定款第2条、第5条、第7条第1項第2号及び第3号、第8条及び同条第1号、第9条第2項、第11条第1項及び第2項、第13条、同条第1号、第2号及び第3号、第15条第2項、第16条第1項、第17条第1項第1号、第2号及び第3号、第18条第1号、第2号及び第3号、第22条、第25条第1項第1号、第2号及び同条第3項、第27条第3項、第4項、第5項及び第6項、第28条第1項、第30条第4項、第5項及び第6項、第32条第1項、第33条第1項及び第2項、第34条第2項、第36条第2項、第42条第2項、第43条、第45条、第47条第2項、第48条第1項並びに第57条の一部改正は、平成14年7月5日から施行する。

(附 則)〔平成17年5月24日定款一部改正〕

- 1 この定款第7条第1項第3号、第24条第1項第1号及び第26条の一部改正は、平成17年6月30日から施行する。

(附 則)〔平成19年5月31日定款一部改正〕

- 1 この定款第7条第1項第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号、第31条、第34条第2項、第35条並びに第53条の一部改正は、平成19年7月3日から施行する。

(附 則)〔平成21年6月19日定款一部改正〕

- 1 この定款第24条第1項第1号、第27条第1項及び第3項、第36条第2項、第42条第2項並びに第52条第1項の一部改正は、平成21年7月29日から施行する。

(附 則)〔平成22年1月22日定款一部改正〕

- 1 この定款第3条及び第8条第1項第1号の一部改正は、平成22年4月12日から施行する。

(附 則)〔平成25年6月12日定款一部改正〕

- 1 この定款第3条及び第8条第1項第1号の一部改正は、平成25年8月23日から施行する。

(附 則)〔平成26年6月13日定款全部改正〕

- 1 この定款全部改正は、平成26年11月25日から施行する。